



福岡医発第 2299 号 (地)
令和 5 年 12 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

紙による提出物の電子化促進に向けた
オンライン請求医療機関等への勧奨について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、「オンライン請求の割合を 100%に近づけていくためのロードマップ」が取りまとめられ、オンライン請求への移行を促進するための周知広報資料が作成されたことにつきましては、令和 5 年 12 月 15 日付け福岡医発第 2298 号 (地) にてご連絡申し上げているところです。

今般、レセコンが対応していないこと等により一部のレセプトについて紙媒体での請求が残っていることや、症状詳記及び再審査等請求について紙媒体の送付が一部継続されていることから、令和 5 年 12 月よりオンライン請求システムのログイン時において、各対象医療機関等に対し電子化促進に係るポップアップ画面を表示する旨、社会保険診療報酬支払基金九州審査事務センターより通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員より問い合わせ等ございましたらご対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

《対象医療機関等及びポップアップの内容》

	対象医療機関等	ポップアップの内容
別紙 1	請求月の前々月において、原請求レセプトを 1 件以上紙で請求したオンライン請求機関	レセプトは全てオンラインで請求してください
別紙 2	請求月の前々月において、レセプトは電子であるにも関わらず症状詳記等を紙で提出したオンライン請求機関	症状詳記情報は電子レセプトに含めて記録願います
別紙 3	請求月の前々月において、紙による再審査等請求書が提出されたオンライン請求機関	取下げや再審査はオンライン請求システムで実施願います

以上

重 要 性 分 類 II
事 務 連 絡
令 和 5 年 12 月 4 日

福岡県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金
九州審査事務センター

紙による提出物の電子化促進に向けたオンライン請求
医療機関等への勧奨について

平素は、支払基金の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年3月23日第164回社会保障審議会（医療保険部会）において示された「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ」に基づき、レセプトのオンライン化は促進されていますが、症状詳記及び再審査等請求については、保険医療機関及び保険薬局（以下「医療機関等」という。）から紙媒体の送付が一部継続されています。また、レセコンが対応していないという理由から、一部のレセプトについても、紙媒体での請求が残っているところです。

つきましては、業務の効率化を目的として、令和5年12月から、オンライン請求システムのログイン時において、紙による提出物の電子化促進に係るポップアップ画面を下記のとおり表示することとしたので、ご配意を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 お知らせする内容及び対象機関

別紙	お知らせ内容	対象機関	機関数※
1	レセプトは全てオンラインで請求してください	請求月の前々月において、原請求レセプトを1件以上紙で請求したオンライン請求機関	20
2	症状詳記情報は電子レセプトに含めて記録願います	請求月の前々月において、レセプトは電子であるにも関わらず症状詳記等を紙で提出したオンライン請求機関	107
3	取下げや再審査はオンライン請求システムで実施願います	請求月の前々月において、紙による再審査等請求書が提出されたオンライン請求機関	501

※ 令和5年12月にポップアップを表示する機関数となります

2 お知らせする方法等

対象となる医療機関等がオンライン請求システムにログインした際に、前 1 の別紙がポップアップで表示されます。

なお、表示期間は毎月 5 日から月末までとします。

3 目的

医療機関等と支払基金との間で紙媒体による資料のやり取りを削減し、電子による一貫した処理とすることを目的とします。

4 今後の予定

令和 6 年 3 月まで対象機関に対して実施いたします。

5 日本医師会への連絡

基金本部において連絡済みです。

保険医療機関・保険薬局の皆様へ お願い

レセプトは全てオンラインで請求してください

オンラインでレセプトを請求いただく主なメリットは以下のとおりです。

- ・暗号化通信を行う上に安全性が確保されたネットワーク回線を使用するため、紙レセプト郵送時の破損や紛失等のリスクがなくなります。
- ・ASPにより事前に記録誤り等のエラーが分かり、レセプトの訂正、再提出ができます。
- ・紙レセプトの作成や郵送のコストが削減できます。

本画面は、令和〇年〇月請求時において、当月請求分である〇月診療分の一部を紙レセプトで提出された保険医療機関・保険薬局の皆様へ表示しております。

レセプトの請求にあたっては、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」（厚生省令第36号（以下、「請求命令」という。）に基づき、原則、電子レセプト（※）により行うことと定められておりますが、貴院（貴施設）におかれましては、令和〇年〇月請求時において、〇月診療分の一部が紙レセプトで提出されておりました。

なお、返戻再請求についても、令和5年4月原請求から原則、オンラインによるものと定められておりますので、今後は請求命令に基づき、レセプトは全てオンラインでご請求願います。

※高額医薬品（ゾルゲンスマ）が含まれるレセプトの請求にあっては、当面の間、厚生労働省令附則第4条第5項第5号に掲げる請求に該当するため、書面による請求対象となる取扱い。

請求命令をご理解の上でやむを得ず紙でご請求された保険医療機関・保険薬局の皆様や既に全件オンラインによる請求を実施している保険医療機関・保険薬局の皆様はご放念ください。

【本件に関する問合せ先】審査事務担当者※

※社会保険診療報酬支払基金トップページ（<https://www.ssk.or.jp/index.html>）

→医療機関等照会連絡先（問い合わせ先）

→医療機関コード等を入力し審査事務担当者の連絡先をご確認願います。

◎上記内容を確認しました

確認したので閉じる

保険医療機関の皆様へ お願い

症状詳記情報は電子レセプトに含めて記録願います

電子レセプトに記録いただく主なメリットは以下のとおりです。

- ・破損や紛失のリスクがなくなり、郵送コストも削減できます。
- ・電子レセプトとして一元的な管理が可能です。

本画面は、令和〇年〇月請求時において、症状詳記等を紙の書類として提出された保険医療機関の皆様へ表示しております。

電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領（令和5年1月23日保連発0123第1号）により、症状詳記情報についても電子レセプト情報に含めて記録することと明確化されておりますが、貴院におかれましては、令和〇年〇月請求時において、症状詳記等を紙の書類として提出されておりました。

今後は、取扱要領に基づき、電子レセプト内の「症状詳記レコード」に記録のうえ請求いただきますようお願いいたします。

症状詳記の記録については、[オンライン請求システムのトップページ「お知らせ」欄](#)をご確認ください。

なお、症状詳記レコードとして記録できない資料（図表入りの手術記録等）をやむを得ず紙で提出された保険医療機関の皆様はご放念ください。

【本件に関する問合せ先】審査事務担当者※

※社会保険診療報酬支払基金トップページ（<https://www.ssk.or.jp/index.html>）

→医療機関等照会連絡先（問い合わせ先）

→医療機関コード等を入力し審査事務担当者の連絡先をご確認願います

◎上記内容を確認しました

確認したので閉じる

保険医療機関・保険薬局の皆様へ お願い

審査決定後に生じる「取下げ」や「再審査」は、紙ではなくオンライン請求システムにより実施願います

オンライン請求システムにより実施する際の主なメリットは以下のとおりです。

- ・破損や紛失のリスクがなくなり、郵送コストも削減できます。
- ・オンライン請求システム上で再審査・取下げ状況の確認が可能です。

本画面は、オンライン請求を実施され、令和〇年〇月に紙で再審査等請求書をご提出された保険医療機関・保険薬局の皆様へ表示しております。

支払基金で審査決定した後に生じる、診療内容等の変更に対する「取下げ（返戻依頼）」や審査結果に対する「再審査」は、オンライン請求システムにより実施願います。

なお、レセプトを請求された当月内の「取下げ（返戻依頼）」については、審査事務担当者※宛て電話でご連絡願います。

オンライン請求システムで「取下げ（返戻依頼）」等を実施する場合の操作方法については[オンライン請求システムのトップページ「お知らせ」欄](#)をご確認ください。

既に、オンラインによる「取下げ（返戻依頼）」等を実施している保険医療機関・保険薬局の皆様はご放念ください。

【本件に関する問合せ先】審査事務担当者※

※社会保険診療報酬支払基金トップページ（<https://www.ssk.or.jp/index.html>）

→医療機関等照会連絡先（問い合わせ先）

→医療機関コード等を入力し審査事務担当者の連絡先をご確認願います

◎上記内容を確認しました

確認したので閉じる